

●粉じん関係施設の構造等管理基準について

粉じん特定施設に係る構造等基準（条例施行規則別表第6）

	粉じん特定施設	規 模	管 理 基 準
1	木材、木製品製造の用に供する帯のこ盤、丸のこ盤及びびかな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上であること。	次に掲げる項目の二以上に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん装置（集じん室を含む。）が設置されていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する装置が講じられていること。
2	強化プラスチック製品の製造の用に供する成型機	すべての規模	
3	金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、強化プラスチック製造業又は自動車整備業の用に供する塗装被膜施設（空気圧縮機を使用するものに限る。）	空気圧縮機の定格出力が0.75kW以上であること。	次に掲げる項目の二以上に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 水洗設備による防じん装置が設置されていること。 3 高さ10m以上の排気施設が設置されていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	穀物製粉施設	原動機の定格出力の合計が75kW以上	次に掲げる項目の二以上に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん装置（集じん室を含む。）が設置されていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する装置が講じられていること。
5	こんにゃく製粉施設	すべての規模	